

## 平成30年第6回うきは市教育委員会定例会会議録

開催日時 平成30年6月4日(月) 18時00分～18時40分  
場 所 生涯学習センター 第2研修室

招 集 麻生 秀喜(教育長)

出席委員 西見 修一(職務代理者) 内山 勝之(委員)  
家永 由里子(委員) 處 愛美(委員)

事務局 権藤 精二(学校教育課長) 井上 理恵(生涯学習課長)  
塚本 達也(指導主事) 大塚 一昭(教育総務係長)

議 事 議案第20号 うきは市立小学校設置条例の一部を改正する条例について  
議案第21号 うきは市文化的景観条例の制定について  
議案第22号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例について  
議案第23号 平成30年度6月補正予算要求について  
議案第24号 うきは市立小中学校評議員の委嘱について  
議案第25号 うきは市立小学校統合準備委員会委員の委嘱について

報告事項 (1) 区域外就学について  
(2) 児童生徒指導上の諸問題に関する実態調査(30年4月末)について

教育長	ただ今からうきは市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、定例教育委員会を開催いたします。 会議の日程は本日限りといたします。 本日の議事録署名者には、家永委員を指名いたします。 議事について、事務局説明をお願いします。
事務局	<b>議案第20号 うきは市立小学校設置条例の一部を改正する条例について</b>  議事説明
教育長	事務局より説明がありましたが、何かご意見・ご質問はありませんか、なければ承認を求めます。

全委員	承認
教育長	<p>次の議事に移ります。議案第 21 号と 22 号は関連がありますので一括で説明します。事務局説明をお願いします。</p> <p><b>議案第 21 号 うきは市文化的景観条例の制定について</b>  <b>議案第 22 号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</b></p>
教育長	事務局より説明がありましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。
A委員	範囲は新川、田籠地区のどのあたりか。
事務局	新川、田籠地区全域になります。浮羽カントリーは除きます。
A委員	何かする時は、許可がいるようになるのか。
事務局	規制がかかるようになります。
A委員	国には申請をすでにしているのか。
事務局	条例を策定し7月に申出を出すことになります。
B委員	条例を先に策定しないといけないのですね。
事務局	要件を満たしての申出となります。
B委員	指定されることによるメリット、デメリットがありますよね。
事務局	そこを踏まえ、同意をいただいています。
C委員	個人の家も関係する事になりますね。
事務局	個人の家や、農作業小屋も該当します。
B委員	リホームする場合でも該当するのか。
事務局	内部であれば関係ありません。外部が対象で同意された方は、上限がありますが補助があります。

教育長	他に何かご意見・ご質問はありませんか、なければ承認を求めます。
全委員	承認
教育長	次の議事に移ります。事務局説明をお願いします。
	<b>議案第 23 号 平成 30 年度 6 月補正予算要求について</b>
教育長	何かご意見・ご質問はありませんか、なければ承認を求めます。
全委員	承認
教育長	次の議事に移ります。事務局説明をお願いします。
	<b>議案第 24 号 うきは市立小中学校評議員の委嘱について</b>
教育長	何かご意見・ご質問はありませんか、なければ承認を求めます。
全委員	承認
教育長	次の議事に移ります。事務局説明をお願いします。
	<b>議案第 25 号 うきは市立小学校統合準備委員会委員の委嘱について</b>
教育長	何かご意見・ご質問はありませんか。
A委員	任期が今日からになっていますが。
事務局	任期は本日からになっていますが、会議は議会で条例が可決されてからになります。
D委員	姫治小の時と同じ構成ですか。
事務局	変わっています。自治協、PTAの要望を受けこの構成になっています。
教育長	他に何かご意見・ご質問はありませんか、なければ承認を求めます。
全委員	承認

教育長	次の報告事項に移ります。事務局説明をお願いします。
事務局	報告事項説明
教育長	全ての審議が終了しましたので、第6回教育委員会を閉会いたします。